

特許庁委託事業

中国におけるタイムスタンプの活用について

2019 年 9 月

独立行政法人 日本貿易振興機構

北京事務所

知的財産権部

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）が北京林達劉知識産権代理事務所に委託し作成したものであり、調査後の法律改正などによって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび北京林達劉知識産権代理事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的な損害および利益の喪失について、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたかにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロまたは北京林達劉知識産権代理事務所が係る損害等の可能性を知らされていても同様とします。

目次

第一章	電子データ証拠の全体像について.....	1
一.	中国訴訟における立証制度.....	1
1.	中国訴訟における証拠の基本規則.....	1
2.	証拠の確保方法.....	5
二	電子データ証拠の利用について.....	6
1.	電子データに関する法律規定.....	6
2.	電子データ証拠の認定.....	8
第二章	タイムスタンプの利用について.....	10
一.	タイムスタンプの概要紹介.....	10
1.	タイムスタンプの概念.....	10
2.	サービスの機構紹介.....	11
3.	タイムスタンプの役割（公証と比べてのメリットとデメリット）.....	20
二.	タイムスタンプの利用手続.....	22
1.	利用方法と手続きの紹介.....	22
2.	利用際の留意点.....	31
三.	司法実務でのタイムスタンプの利用及び傾向.....	32
1.	タイムスタンプの利用に関する統計データ.....	32
2.	裁判所の認定傾向.....	33
3.	タイムスタンプの利用に関する判例紹介.....	34

第一章 電子データ証拠の全体像について

一. 中国訴訟における立証制度

1. 中国訴訟における証拠の基本規則

1) 証拠の分類

証拠とは、通常、裁判所が法律を適用すべき事実の存否を確定するため、当事者より提出され客観的に存在し、ある物と関連性を有し、かつ、このような関連性を表明できる物を指す。裁判の公平を期するために、事実の認定は常に証拠によるべきものとしている。裁判所が事件について判決するには、証拠に基づいて誤りなく事実を認定する必要がある。当事者が主張・証明しない限り、裁判官は、たとえ偶然に知りえた事実であれ、判決の基礎にしてはならない。

理論上、証拠の分類について、証拠の形式や内容、目的などによって、人証と物証、直接証拠と間接証拠、本証と反証などに分類される。

中国民事訴訟法（行政訴訟における証拠種類は、民事訴訟と基本的に同じである。）によって、下記 8 種類の証拠形式が含まれている。

- 一 当事者の陳述
- 二 書証
- 三 物証
- 四 視聴覚資料
- 五 電子データ
- 六 証人の証言
- 七 鑑定意見
- 八 検証記録

このうち、「一 当事者の陳述」と「六 証人の証言」との区別は、陳述する主体と本件の関連性にあり、当事者でない第三者による事実に関する陳述は、証人の証言と認められる。「二 書証」と「三 物証」の区別について、「二 書証」は、その記載内容により事実を証明し、「三 物証」は、その性質により、事実を証明する。「五 電子データ」の概念が導入されてから、「四 視聴覚資料」は、フィルム、テープなどのような伝統的な保存ルートに限定されてきた傾向がある。一方で、電子媒体に保存できる情報（原本がデータである場合）は、基本的に「五 電子データ」に含まれている。また、「七 鑑定意見」は、鑑定資格を有する専門的な機構より事実に対し提出した書面意見で、「八 検証記録」は、裁判所より指定された検証人員が現場検証で確定した記録である。

「五 電子データ」は、2012 年法改正において新たに増設された概念である。技術の進

歩とともに、電子データが広く利用され、訴訟においてより重要な役割を果たしている。伝統的な証拠種類と比べて、電子データ証拠自体は、改ざんされてしまう可能性が高いため、訴訟上の運用、及びその審査基準及び認定要件などが注目されている。

2) 証拠調べ

中国の訴訟では、案件事実を認定する根拠としての証拠は、必ず当事者の間で証拠調べをしなければならない。証拠調べを経ていない証拠につき、事実認定の根拠として採用してはいけない。

証拠調べとは、当事者は裁判所の主催で証拠の真実性、合法性、関連性および証明能力の有無、強さなどに対し、意見を発表し、弁論を行う手続きをさす。証拠調べを経て、当事者は提出した証拠に対する意見を十分に発表し、関係証拠を採用できるかどうかは裁判官が証拠規則に基づき判断する。

証拠調べは、公開原則とし、証拠は、法廷で提出すべきであり、当事者から証拠調べを行わなければならない。前述のように、証拠調べを経ていない証拠は、事件の事実を認定する根拠となってはならない。また、公開的な証拠調べの例外として、国家秘密、営業秘密とプライバシー又は法律に定めるその他の秘密保持すべき証拠について、開廷時に公開に証拠調べを行ってはならないが、当事者の間に行う必要がある。

また、証拠調べは、中国訴訟の開廷審理手続きにおける法廷調査の一環であるが、中国の司法実務において、証明する事実の複雑さ、証拠のボリュームによって、裁判官は、正式な開廷審理の前に単独の証拠調べ手続きを行うこともある。知財訴訟では、案件数量の急増と裁判官数の不足が原因で、合議体のスケジュールが非常に厳しいので、正式な開廷審理前に、主審裁判官の一人より証拠調べを含め予備開廷を行い、あるいは、裁判官アシスタントと書記官より証拠調べを行うことはよくある。これらの証拠調べ手続きで発表した証拠調べ意見は、法廷記録で残される。その際に、正式開廷審理において、証拠調べ手続きを省略できて、予備開廷や証拠調べ手続きで発表した証拠調べ意見を採用できる。

証拠調べの通常の手続の流れは以下のとおりである。まず、原告より原本を提示しながら、提出した証拠の内容と証明目的を説明する。被告は、原告の証拠に対し、真実性、合法性、関連性（「三性」ともいう）および証明能力の有無と強さに対し、証拠調べ意見を発表する。その後、被告より原本を提示しながら、提出した証拠の内容と証明目的を説明する。原告は、被告の証拠に対し、真実性、合法性、関連性および証明能力の有無と強さに対し、証拠調べ意見を発表する。通常、証拠を提出する際に、証拠リストを提出するよう要求される。提出する証拠リストにおいて、証拠の名称、種類、出所以外、その証明目的も記載する。よって、複雑な証拠でなければ、提出者による説明は証拠リストの記載に基づき説明すればよい。

また、証拠調べの順番について、通常、書証に対し、先に証拠調べを行うが、物証、視聴覚資料などがあれば、物証や視聴覚資料への検証を行う。また、当事者は証人の出頭を申請した場合、証人尋問も行われる。

前述のように、証拠調べでは、証拠の真実性、合法性と関連性および証明能力をめぐっ

て、証拠調べ意見を発表すべきである。関係証拠を採用するかどうか、上記の証拠三性と証明能力の有無と強さを考慮したうえ決められる。

証拠の真実性とは、関係証拠が客観的に存在し、関係内容が真実であることを指す。真実性に関するチェックについては、原本があるかどうかはチェックポイントである。よって、できる限り、裁判の際に、関係証拠の原本を提示したほうがよい。さもないと、真実性が認められず、採用されないおそれが高い。書証、物証などは、原本、原物などを提示すべきであるが、電子証拠の真実性を証明するため、元データなどを提示するほか、公証やタイムスタンプなどで証拠確保することは多い。なお、外国で形成された証拠につき、当該証拠は、所在国の公証機関の証明を経て、かつ当該国の中華人民共和国大使館（領事館）の認証を得るか、又は関連条約に定める手続を履行する必要がある。公証認証がない場合、通常、関係証拠の真実性を判明できないと見なされ、採用されない。

証拠の合法性とは、証拠の内容、形式と取得方式が合法的であることを指す。合法性に関するチェックについては、主に証拠の形式と収集手段に関わっている。詐欺、盗聴等の不法手段で収集した証拠について、証拠調べの際、排除しなければならない。実務では、被疑侵害品を公証つき購入する際に、購入者の身分を偽称することは多い。このような行為は合法性を有するかどうか、前には争議があるが、主流の観点としては合法性を有する。

証拠の関連性とは、証拠と案件の事実との関連があることを指す。関連性に関するチェックについては、証拠内容と証明する事実と案件の争点との関係を確認することである。関連性のない証拠は、事実認定の根拠とすることができない。

なお、三性のほか、証拠調べの際、その証明能力の有無と強さに対しても、意見を発表すべきである。証明能力の有無と強さにつき、最高裁判所による「民事訴訟証拠に関する若干規定」には、関係原則が規定されている。国家機関、社会団体が職権により作成した公文書証の証明力は、通常、その他の書証より強い。物証、ファイル、鑑定結論、実地検証筆録又は公証・登録を経た書証の証明力は、通常、その他の書証、視聴資料と証人証言より強い。原始証拠の証明力は、通常、伝来証拠より強い。直接証拠の証明力は、通常、間接証拠より強い。証人が提供し、かつ、その親族又はその他の密接な関係にある当事者に有利な証言の証明力は、通常、その他の証人による証言より弱い。

3) 立証責任の配分

(1) 民事訴訟における立証責任の配分

民事訴訟の立証責任は、当事者が自分で提出した主張で確認した事実に対し、法律に基づき、証拠を提出する義務を指す。立証責任は、双方当事者より負担するが、中国では、基本的には、「主張するものが挙証する」との原則を採用する。つまり、当事者は、自らが提出する訴訟請求の根拠となる事実について、証拠を提供し、証明する責任を有する。法律関係の存在を主張する当事者は、当該法律関係を生じさせる基本的事実について立証責任を負う。法律関係の変更、消滅等を主張する当事者は、当該法律関係の変更、消滅等

の基本的事実関係について立証責任を負う。当事者の事実の主張を証明する証拠がなく、又はかかる証拠が不足している場合、立証責任を負っている当事者が不利な結果について責任を引き受けるものとされる。

例えば、侵害訴訟において、原告側は、係争権利の有効性、権利の保護範囲、侵害行為の種類、侵害責任の負担などについて、挙証責任を負う。

立証責任負担の例外として、最高裁判所による「民事訴訟証拠に関する若干規定」第4条に規定されている。知財案件と関連して、新製品製造方法の発明専利侵害訴訟が挙げられる。つまり、新製品製造方法発明専利の専利侵害訴訟では、同様の製品を製造する単位または個人より、その製品製造方法と専利方法とは異なることを立証する責任を負担する。

また、実務では、新製品の製造方法特許の侵害訴訟のほか、立証責任の転換を適用する状況がいくつかある。

例えば、「新」製品ではない製造方法発明専利事件では、関係製品が新製品ではないが、被疑侵害者が同一製品を製造したことを証明できること、合理的な努力を経ても依然として被疑侵害者が確実に該特許方法を使用していたことを証明できないが、既知の事実及び日常生活経験に結びつけ、該同様製品が特許方法により製造されたと認定できる可能性が大きい場合、立証責任が転換され、被疑侵害者よりその製品製造方法と専利方法とは異なることを立証する責任を負担させることが可能である。

また、営業秘密侵害事件において、営業秘密の権利者が初歩的な証拠を提示して主張する営業秘密に対し、既に秘密保持措置を講じて、且つ合理的に営業秘密が侵害されたことを表明した場合、被疑侵害者より権利者が主張する営業秘密は営業秘密でないと証明しなければならない。営業秘密の権利者が初歩的な証拠を提示して合理的に営業秘密が侵害されたことを表明し、且つ以下に挙げた証拠の一つを提供した場合、被疑侵害者より営業秘密侵害行為を有しないことを証明しなければならない。

①被疑侵害者が営業秘密を獲得するルート又はチャンス有し、且つ使用される情報と当該営業秘密は実質上同一なものであることを表明できる証拠。

②営業秘密が被疑侵害者より既に開示、使用された又は開示、使用されるリスクがあることを表明できる証拠。

③他に営業秘密が被疑侵害者に侵害された証拠。

なお、損害賠償の負担について、「商標法」(2013)と「専利侵害紛争を審理する際の法律の適用に関する若干の問題に対する最高裁の解釈(二)」の規定により、原告側が侵害者の取得した利益の初歩的な証拠を権利者がすでに提供したにもかかわらず、侵害行為に関わる帳簿、資料を主として侵害者が把握している状況において、裁判所は、侵害者に対し、当該帳簿、資料の提供を命じることができる。即ち、挙証責任の転換を適用する。

そのほか、法律に具体的な規定がなく、法令等によっても立証責任を負う者を確定できない場合、裁判所は、公平の原則及び信義誠実の原則に基づいて、当事者の立証能力等の要素を総合し、立証責任を負う者を確定することができる。

(2)行政訴訟における立証責任の配分

行政訴訟法により、行政行為を実施した機関より同行政行為が合法であると証明できる証拠を提出しなければならないと規定されている。そのため、立証責任は被告側にある。

しかし、実務において、行政機関より提出する証拠には、欠陥がある場合もあり、新たな事実に基づき主張を追加する場合もある。したがって、行政訴訟においても「主張するものが挙証する」原則に従い、原告又は第三者は、真面目に証拠を準備する必要がある。

2. 証拠の確保方法

1) 当事者一方による収集と確保

前述内容を踏まえ、証明する事実に基づき、当事者は、自ら証拠収集をすることができる。しかし、訴訟実務において、当事者が自ら収集した証拠は、その証拠力が限られる。通常、国家機関、社会団体などの権威機関からの公的文書は他の書面証明より証拠力が高い。実物、登録ファイル、鑑定意見、検証記録又は公証付きの証明は他の書面証明、視聴覚資料、証人証言より証拠力が高い。当事者と無関連の第三者又は専門的な資質を有する機構からの証拠は、当事者の内部から出したものより証拠力が高い。

実務において、具体的な状況によって、一番相応しい証拠確保ルートを取ったほうがよい。例えば、専利登録証書、商標登録証書、著作権登録証書等の権利保有証明について、当局（CNIPA 等）が発行した原本が一番望ましい。市場シェア調査結果、アンケート調査結果等の証明について、専門的な資質を有する機構が発行したものの証拠力が比較的高い。刊行物に掲載された資料について、図書館が発行した検索報告の証拠力が比較的高い。一方で、具体的な行為（例えば、販売）の全過程に対し、証拠保全をする場合、やはり公証が必要である。

2) 裁判所による証拠保全と証拠収集

知的財産権侵害訴訟において、権利者は、裁判所に証拠保全を申請することができ、裁判所自ら証拠保全を行うこともできるが、知的財産権侵害訴訟に関する実務において、裁判所自ら証拠保全を行うケースは少ないのが現状である。

証拠保全を申請するタイミングとして、訴訟前（起訴前の 15 日）、訴訟中（立証期間満了前 7 日）である。要件としては、証拠が消滅可能、又はその後、取得困難であることが挙げられる。証拠保全の方法について、具体的な状況に応じて、差押、押収、撮影、録音、録画、複製、鑑定、実地検証、尋問筆録作成などの保全措置を取っている。裁判所は、証拠を保全する際に、当事者又はその訴訟代理人に対して、現場での立会いを求めることができる。

実務において、方法特許や営業秘密侵害に係る訴訟などにおいて、権利者の侵害行為に

対する立証は客観的に難しいため、裁判所に証拠保全を申請することにより、侵害行為の立証の難しさを解決することができる。特に、近年、権利者の「立証難」の問題を解決するため、裁判所は、当事者の証拠保全申請に対し、通常積極的に対応して、権利者が客観的に立証できない場合、証拠保全を実施することは多い。にもかかわらず、当事者による証拠保全の申請が簡単に受理されるわけではない。裁判所による証拠保全を申請する場合は、その申請が認められる確率を高めるため、証拠保全の必要性和申請理由をきちんと記載するかについて、法律専門家と相談することを勧める。

証拠保全のほか、裁判所による証拠の収集という手続きもある。うち、裁判所自らによる収集と当事者の申請による収集が含まれる。国家利益、社会の公的利益又は他人の合法的権利を害するおそれがある事実及び場合、職権による当事者の追加、訴訟の停止、訴訟の終結、回避などの実体紛争と無関係の手続き事項に及ぶ場合、裁判所は自ら収集できる。

国家関係部門に保管され、且つ裁判所の職権により取り寄せる書類、国家秘密、商業秘密、プライバシーに係る書類、当事者及び訴訟代理人が客観的な理由で自ら収集できないその他の書類につき、当事者は裁判所に収集を申請できる。当事者の申請については、立証期間満了前7日に書面にて提出しなければならない。

二. 電子データ証拠の利用について

1. 電子データに関する法律規定

1) 従来の規定

2012年の民事訴訟法改正を契機として、電子データが正式な証拠種類とされてきたが、実は、司法実務において長い時期にわたって利用されている。「契約法」(1999)第10条、第11条において、電子データ(電信、テレックス、ファックス、電子データ交換(Electronic data interchange)およびEメールが含まれる)は、書面契約の表現形式とされている。

「電子署名法」(2004)においても、電子形式の署名の効力が認可されうること、及び電子データとは、電子、光学、磁気又は類似の手段により生成・発送・受信又は記憶される情報を指すと規定されている。電子データの法的な効力について、記載内容を有形で表現でき、かつ随時取り出すことができる電子データは、法律、法規の基準に適合した書面形式とみなすと規定されている。つまり、電子データ自体の証拠能力が認められている。

また、電子データの証拠としての真実性を審査するとき、注意されるべき点についても、下記のとおり規定されている。

- ①電子文書の作成、保管又は伝達方法の信頼性
- ②内容の完全性を維持する方法の信頼性
- ③送信者を見分ける方法の信頼性

④その他関係ある要素

しかし、上記審査基準は、比較的抽象的であり、相応する技術的な検証手段も提示していなかったため、実務における活用が制限されている。裁判所は、具体的な事件状況によって証拠力に対し判断を行うので、公証で確保できなく、且つ現場で直接検証できなかった電子データ証拠として、スムーズに認められるケースはあまり多くない。

2) 新たな変化

近年、インターネット技術及びビジネスの爆発的発展が中国に大きな経済成長をもたらしている。その一方で、電子商取引、オンライン・ツー・オフライン、インターネットファイナンスなどのインターネット取引に関係する法的な争いも急増している。ネット関連事件の効率的・集中的審理、及び大量の電子データ証拠の認定要件も注目されている。

杭州、北京、広州における 3 つのインターネット裁判所の設立に連れて、ネット関連事件を効率的・集中的に審理するモデルが適用されている。インターネット裁判所の審理範囲は、以下のとおりである。

① オンラインショッピング契約をめぐる紛争。この場合、販売業者が当該物を展示して販売の申し入れをし、買主がインターネット上で当該物の情報を検索して見つけ、販売申し入れの受け入れを表明する。次に、両者は、合意に基づいて売買契約を結び、その契約の誓約又は履行に関して紛争が生じる。

② 製造物責任紛争。オンラインショッピングの場合、製造業者／販売業者が製造／販売した製品が人身傷害又は物的損害を他者にもたらした、あるいは他者にもたらす恐れがあり、製造業者／販売業者に法的責任があると申し立てられる。

③ ネットワークサービス契約をめぐる紛争。この場合、ネットワークサービスプロバイダがインターネット又はコンテンツサービスへのアクセスを消費者に提供する契約の誓約又は履行に関して紛争が生じる。

④ インターネットを介して誓約し履行される融資契約や小口融資契約をめぐる紛争。オンラインで誓約し履行される契約の場合、借手が金融機関に融資を申請し、期日内に利子の支払いを含めて借入金を返済する融資契約、あるいは借手が金融機関又は小口金融会社小口融資を申請し、期日内に利子の支払いを含めて借入金を返済する小口融資契約のいずれかに関して紛争が生じる。

⑤ インターネット著作権をめぐる紛争。この場合、情報ネットワークを介して自身の作品を普及させる権利の侵害をめぐって紛争が生じる。

そして、インターネット裁判所のオンライン審理モデルの普及及び電子データ証拠の活用に応じて、下記「インターネット裁判所による事件審理に係る若干の問題に関する最高裁判所の規定」(2018) (以下、「インターネット裁判所司法解釈」という) 第 9 条、第 11 条において、電子データの運用及びその審査基準が明文化されている。

第九条 インターネット裁判所がオンラインでの証拠交換を組織する場合、当事者はオンライン電子データを訴訟プラットフォームにアップロード・導入し、又はオフライン証拠をスキャン、撮像、転記などの方式によって電子化処理した後に訴訟プラットフォーム

にアップロードして挙証しなければならない。既に訴訟プラットフォームに導入された電子データを利用して自分の主張を証明することもできる。

第十一条 当事者が電子データの真実性について異議を申し立てた場合、インターネット裁判所は、証拠質疑状況を踏まえて、電子データの生成、収集、保存、伝送のプロセスの真実性を審査・判断し、かつ次の内容を重点的に審査しなければならない。

(一) 電子データの生成、収集、記憶、伝送が依存するコンピュータシステムなどのハードウェア、ソフトウェアが安全、確実か。

(二) 電子データの生成主体及び時間が明確か、表現内容が明晰、客観的、正確か。

(三) 電子データの記憶、保存媒体が明確か、保存方式及び手段が適切か。

(四) 電子データの抽出及び固定主体、工具及び方式が確実か、抽出プロセスが再現できるか。

(五) 電子データの内容には追加、削除、修正及び不完全などの状況があるか。

(六) 電子データが特定の方式によって検証できるか。

当事者が提出した電子データについて、電子署名、信頼できるタイムスタンプ、ハッシュ値チェック、ブロックチェーンなどの証拠収集、固定された改ざん防止の技術的手段又は電子証拠調べ・証拠保存プラットフォームによる認証を通じて、その真実性を証明できる場合、インターネット裁判所はそれを確認しなければならない。

当事者は、電子データの技術的問題について専門知識を有する者による意見提出を申請することができる。インターネット裁判所は、当事者の申請に基づき又は職権により、電子データの真実性の鑑定を委託し又はその他の関連証拠を取り寄せてチェックすることができる。

上記インターネット裁判所司法解釈は、中国では、初めて司法解釈の形で電子データの収集方法に対し規定されたものである。前の司法実務において、電子データ証拠に対し、証拠調べを行うが、具体的な認定基準がなかったため、どのような要件を満たす証拠が認定されるべきか確認できない。そして、その判断も主に公証手続があるか否かに対する形式上の審査に過ぎず、当該理由によって電子データ証拠力が制限されている。

インターネット裁判所におけるオンライン審理モデルによって、証拠調べと開廷審理ともネットで行うので、明らかな基準に基づき、電子データ証拠の証拠力を判断しなければならない。よって、その認定対象、審査内容及び認定方法が明確化される。

うち、電子署名、信頼できるタイムスタンプ、ハッシュ値チェック、ブロックチェーンなどの証拠確保手段も注目をされている。

2. 電子データ証拠の認定

電子データ証拠は証拠の一種類に該当し、認定要件といえ、電子データも同じく証拠の真実性、合法性、関連性を満たす必要がある。しかし、物質上の原本がないので、キャリアにストレージしているデータと元々のバージョンが同じであることを証明しなければならない。

前記インターネット裁判所司法解釈の第 11 条に基づき、電子データの証拠性を判断する際に、生成主体及び時間、保存媒体、保存方式、内容の完全性等について、いくつかの点を確認する必要がある。すなわち、

- ① 電子データの生成、収集、記憶、伝送が依存するコンピュータシステムなどのハードウェア、ソフトウェアが安全、確実か。
- ② 電子データの生成主体及び時間が明確か、表現内容が明晰、客観的、正確か。
- ③ 電子データの記憶、保存媒体が明確か、保存方式及び手段が適切か。
- ④ 電子データの抽出及び固定主体、工具及び方式が確実か、抽出プロセスが再現できるか。
- ⑤ 電子データの内容には追加、削除、修正及び不完全などの状況があるか。
- ⑥ 電子データが特定の方式によって検証できるか。

これは、伝統的な物証や書証等の証拠の審査方法とは大きく異なっている。うち、電子データの生成主体及び時間について、実務によく利用されているのは、タイムスタンプであり、コストが低くて便利なメリットがある。

また、実務において、電子データを提出する際、できるだけ電子版とそれに基づいて整理した書面資料を併せて提出したほうが望ましい。電子データが複雑で量が膨大な可能性がある場合、早めに専門家の意見を求めた方が良い。

第二章 タイムスタンプの利用について

一. タイムスタンプの概要紹介

1. タイムスタンプの概念

1) タイムスタンプの概念

タイムスタンプは、通常電子データに時刻情報を付与し、その電子データは、付与された時刻に既に存在し、かつ付与された時刻から検証時刻までの間に改ざんされていないことを証明する電子的な時刻証明書を指す。

各種の政務及びビジネス用書類では、日時が非常に重要な情報である。書面契約では、締結・調印の日時が関係者の署名と同様に、他人による偽造と改ざんを防止する重要な情報である。現在、ビジネス上で通用されている電子書類においても、同様に書類の日時に対し、安全を確保できる措置を取る必要がある。しかし、電子書類を作成、更新する場合、当該電子書類に示されるタイムは、作成に用いたコンピュータに内蔵されている時計に依頼し、必ずしも正確かつ確実なものでもない。そのため、タイムスタンプサービスは、全ての電子書類に係る具体的な作成・発表・発送日時について、安全な保護措置を提供することができる。

タイムスタンプ技術は、インターネット上の電子署名技術における発展と応用である。当該技術は、通常の署名と同様に日時を原文の内容に加えてから署名するものである。実際の電子取引においては、デジタルタイムスタンプのサービス又はデジタル証書の発行にあたり、取引の当事者双方だけで完成するのではなく、権威性と公正性を有する第三者によって完成される。すなわち、第三者機関により、電子データに対して正確なタイム情報を付与し、その時点での電子データの存在証明と非改ざん証明を行うことができる。しかも、付与する時刻情報についても、必ず国家法定時刻源より提供しなければならない。

タイムスタンプは、電子署名の一種として電子商取引、政務管理、金融、医療など多くの領域において応用されているが、証拠資料の作成時刻を証明し、証拠資料の紛失及び改ざんを防止できる証拠保全の機能も有するため、近年、中国法律実務において、タイムスタンプを利用する事例も多くなる。

2) タイムスタンプの特徴

タイムスタンプは、権威性、非改ざん性及び秘密性の特徴を有する。

① 権威性

中国のタイムスタンプで付与される時刻情報は、国家法定時刻源である中国国家授時セ

ンターが提供している標準時刻情報である。中国国家授時センターは、1970 年代以来、中国の国家法定時刻の測定、維持、及び送信サービスを提供し続けており、精密な時刻情報を必要とする航空事業など国家レベルの事業における時間需要を満たすために、最先端の時間測定・コントロール技術が採用されているため、その権威性と精密性を確保できる。

また、タイムスタンプで付与された時刻情報について、タイムスタンプサービスセンターを含めて如何なる機構もその時刻情報を改ざんする権限を有しない。

②秘密性

タイムスタンプを利用する時、タイムスタンプサービスセンターに送付するのは、電子書類の内容ではなく、電子書類のハッシュ値に過ぎない。タイムスタンプサービスセンターは、そのハッシュ値と送付当時の時刻情報と合わせて、タイムスタンプを作成して、電子書類に押印する。電子書類のハッシュ値を取得したとしても、電子書類の内容を閲覧することができないため、その内容が外に漏洩されることはない。ただし、電子書類を改ざんすると、そのハッシュ値も変化する。

③非改ざん性

ハッシュ値は、書類内容の全データを圧縮し、一定の論理的方法によって演算して得た固定長の数値で、それぞれの書類内容から得たハッシュ値が異なるため、人間の「指紋」と類似する電子指紋である。また、同じ電子書類から必ず同一のハッシュ値が得られる一方、電子書類を少しでも改ざんした場合、まったく異なるハッシュ値が得られる。一旦書類内容を改ざんした場合、元のハッシュ値で検証することができないため、タイムスタンプで押印された書類の非改ざん性を証明することができる。

2. サービスの機構紹介

1) 中国における主なタイムスタンプ機構

①聯合信任タイムスタンプサービスセンター（TSA）

聯合信任タイムスタンプサービスセンター（TSA）（www.tsa.cn）は、中国の電子商取引、政務管理、司法、知的財産保護などの領域におけるタイムスタンプサービスに対する需要を満たすために、中国国家授時センターと北京聯合信任技術サービス有限公司と合併した中国の唯一の権威性があるタイムスタンプサービス機構である。

中国国家授時センターは、主に国家法定時刻間の測定、送信、及び同調を担当し、タイムスタンプサービスの正確性と安定性を確保する。北京聯合信任技術サービス有限公司は主にタイムスタンプサービスシステム及び関連ソフトウェアの開発、技術支援及びタイムスタンプサービスセンターの運営を担当している。

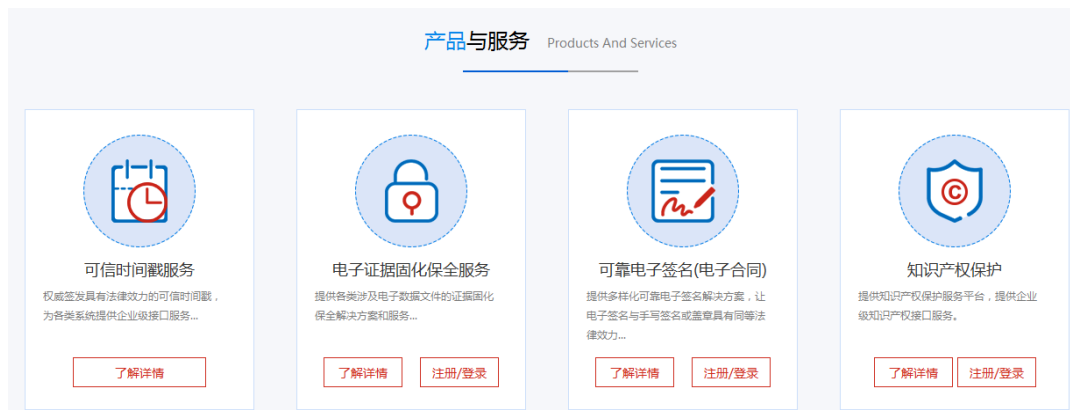


TSA 及びタイムスタンプサービスについて



TSA のウェブサイト

また、聯合信任タイムスタンプサービスセンター (TSA) は、主に、電子証拠確保、電子サイン (電子契約)、知財保護などの3つのサービスを提供する。



TSA の提供しているサービス

②湖北省数字证书认证管理中心

湖北省数字证书认证管理中心有限公司（以下「湖北 CA」という）は、湖北省政府の許可を経て設立された同省範囲で、国家工業和信息化部から頒布された「電子認証サービス許可証」と国家パスワード管理局から頒布された「電子認証サービス使用パスワード許可証」を授与された唯一の合法的電子認証サービス機構である。

湖北 CA のタイムスタンプサーバーは、PKI（公開鍵パスワード基礎施設）技術に基づくタイムスタンプサービス製品として、中国標準化委員会が発表した「情報安全技术公開鍵基礎施設-タイムスタンプ規範」（GB/T 20520-2006）及び RFC3161 国際 PKI タイムスタンプ協議を守る上で、対外的にタイムスタンプサービスを提供している。同サーバーに採用されている時刻源は、国家授時センターであり、情報システムの中のタイム否認不可のために、基礎サービスを提供し、電子公文書、電商、電子政府、電子取引などの分野に応用することができる。



（湖北省数字证书认证管理中心ウェブサイト）

URL: <http://www.hbca.org.cn/>



(湖北省数字证书认证管理中心のタイムスタンプサーバー)

③環璽信息科技(上海)有限公司

環璽信息科技(上海)有限公司は、ネットワーク・セキュリティに従事する専門ネットワーク・セキュリティ企業として、GlobalSign ブランドによって、顧客のためにデジタル証書、ネットワーク・セキュリティ、身分認証、電子署名、データ保護などのサービスを提供している。

GlobalSign の信頼されるタイムスタンプ SaaS (サービスとしてのソフトウェア) は、独立的な検証と会計検査の可能な期日及び UTC (協定世界時) ソース (米国時刻源) を通じて、RFC 3161 信頼されるタイムスタンプをタイムに敏感な事務に応用している。GlobalSign タイムスタンプサービスは、基準に基づく実施を通じて、長期検証と否認不可の取引タイムと期日を提供する。信頼されるタイムスタンプのファイルとコードの接收者は、ファイル又はコードがいつデジタル的又は電子的に署名されるかを検証し、かつファイル又はコードがタイムスタンプサポートされる期日以降に変わっていないことを検証することができる。



公司简介

环玺信息科技(上海)有限公司成立于2007年, 是一家专注于网络安全的企业。公司上海总部位于, 上海市普陀区陕西北路 1438 号财富时代大厦 706 室。公司以 GlobalSign 品牌为依托, 引进了中外多种网络安全产品和认证解决方案, 一直是网络安全行业备受客户信赖的服务提供商。环玺信息科技(上海)有限公司一直致力于为各行各业的客户提供数字证书、网络安全、身份认证、电子签章、数字用户群体覆盖政府、教育、金融、电商、零售等各个行业。在互联网与物联网快速发展的大背景下, 环玺信息科技(上海)有限公司以数字认证为基础的综合性信息安全服务机构。作为公众信任服务行业的领头羊, 「让越来越多的人, 安心的享受互联网的便捷」是我们的使命, 「让互联网更可信」是我们的企业目标, 也是值得您信赖的 SSL 证书供应商。

(環璽信息科技(上海)有限公司ウェブサイト)

URL: <https://www.globalsign.cn/>

(環璽信息科技(上海)有限公司の GlobalSign 信頼されるタイムスタンプ・ソフトウェア)

④四川省数字证书认证管理中心

四川省数字证书认证管理中心有限公司 (以下「四川 CA」という) は、第三者電子認証サービスのプロバイダーである。同社は電子政府、電子商と企業情報化の応用分野向けに、「電子署名法」の規定を満たすデジタル認証サービスを提供し、ネット業務システムにおけるユーザーのログイン、データ転送、事務処理などの一環において、身分認証、電子署名、情報暗号化、情報アクセスなどの情報セキュリティサービスを提供する。同社の主力業務は電子署名信頼サービスであり、それと同時に信頼されるタイムスタンプサービス、信頼される電子証拠保全サービス、信頼される電子署名サービス、信頼されるウェブサイ

トサービスなどの数種類のデジタル認証サービスに基づく付加価値サービスを提供することにより、電子署名に対する各ランクのネット業務システムのニーズを満たしている。

四川 CA のタイムスタンプサーバーは、国家授時センター国家授時センターの權威的な時刻源と第三者の權威認証機構のタイムスタンプサービスを提供するハードウェアとソフトウェアの一体化設備である。当該製品は対オンライン・インタラクションにおけるそれぞれのインタラクティブデータがもたらす時点に対して、第三者のタイムスタンプ認証を提供し、データ発生時点に対して、公正で信頼可能な認証サポートを提供し、有効に情報の時効性と操作行為の時効性を解決する。



(四川省数字证书认证管理中心ウェブサイト)

URL:



(四川省数字证书认证管理中心的タイムスタンプサーバー)



(四川省数字证书认证管理中心のタイムスタンプサーバーのサービス対象及び応用分野)

四川省数字認証管理中心が提供するタイムスタンプサーバーは、知的財産権の保護、契約書への署名、財務会計、電子入札、株式取引などの方面で広範に運用されている。

2) タイムスタンプサービス機構の権威性の比較

一般のタイムスタンプは、通常、システム自体が自動的に生成したり、又は個人が構築したりしているが、権威タイム機構による時刻配信と時刻認証が欠如しているため、法律上の証明力が比較的弱い。ただし、信頼できるタイムスタンプは、権威タイム機構による時刻配信と時刻認証が保障され、かつ権威を有する第三者のタイムスタンプサービス機構が発行した証書は、電子データの実際の存在と内容の完璧を証明している。

聯合信任タイムスタンプサービスセンターは、情報・産業部による多大な支持と指導の下で、中国の信頼されるタイムスタンプサービス体系計画に基づき、国家授時センター国家授時センターと聯合信任が共同で構築した中国権威第三者公共信頼可能タイムスタンプサービス機構である。聯合信任タイムスタンプサービスセンターは、中国唯一の法定時刻源——国家授時センターが時刻配信と時刻認証の責任を負っており、タイムの権威と正確性を保障している。

したがって、時刻源からみれば、TSA は国家授時センターが時刻配信と時刻認証の責任を負い、非常に強い公的信頼性を具有しているため、同センターがタイムスタンプを捺印した電子証拠も多くの法院に採用されている。

環璽信息科技(上海)有限公司の時刻源は、中国の法定時刻源ではなく、アメリカから来ているため、その権威性が中国の司法機関に認められない可能性もあり、同社がタイムスタンプを捺印した電子証拠も、中国司法機関に認められないリスクが存在する。四川省数字証書認証管理中心について、国家授時センターが責任を持って時刻配信と時刻認証を行っており、一定の権威性を有し、司法実務においても認められたケースもある。湖北省数字証書認証管理中心についても、国家授時センターが時刻配信と時刻認証を行い、かつ

湖北省数字証書認証管理中心のタイムスタンプと北京互聯網法院及び広州互聯網法院のブロックチェーンプラットフォームと提携しているため、効力的にも保障することができる。環璽信息科技(上海)有限公司の時刻源が国家授時センターから来ており、かつ同社が提供するタイムスタンプに認証されかねるリスクが存在することを除き、四川省数字証書認証管理中心、湖北省数字証書認証管理中心の時刻源のいずれも国家授時センターから来ている。

権威性の目的に基づき、TSA、湖北省数字証書認証管理中心と四川省数字証書認証管理中心と言う 3 機構を比較する。単純に当該 3 機構を比較すれば、いずれも第三者のタイムスタンプサービス機構に該当し、その時刻源について、いずれも国家授時センターが時刻配信と時刻認証の保障を行っており、資質においても工信部が認めた相応の資質を具有しているため、形式上、権威性の大小を判定し兼ねる。個別案件において、タイムスタンプサービスが提供するタイムスタンプの利用による証拠の保存・取出し時の方法の信頼性（例えば、プラットフォームのオンライン状態での迅速な保存に該当するか否か、ブロックチェーン技術などの要素に結合しているか否か）を総合して判断すべきである。

タイムスタンプの運用には、司法、金融などの分野を含んでいるものの、司法実務の中で比較的多く運用されているのは、TSA のタイムスタンプであり、その他の二つのタイムスタンプサービス機構は、「信頼できるタイムスタンプ」を提供しているものの、TSA に比べ、司法実務における電子証拠の運用、特に知的財産権に係る電子証拠の保存・取出しにおいては、その応用が比較的少ないため、当該立場からみれば、知的財産権分野における TSA タイムスタンプサービス機構のタイムスタンプの利用上の経験がより多く、「信頼できるタイムスタンプ」の確率も比較的高い。

3) タイムスタンプ提供機構に係る資質の問題

上述の機構は、いずれもタイムスタンプサービスを提供できる資質を有するため、電子認証サービス従事機構に該当する。中国「電子署名法」第 18 条では、「電子認証サービスに従事する際に、國務院情報産業主管部門（工信部）に申請を提出し、かつ本法第 17 条に規定する要件を満たす関連資料を提出しなければならない。國務院情報産業主管部門は申請を受け取った後、法により審査を行い、國務院商務主管部門などの関連部門の意見を募集した後、申請受取日から 45 日以内に許可又は拒絶の決定を下すものとする。許可する場合は電子認証許可証書を頒布し、拒絶する場合は書面により申請者に通知し、かつその理由を告知する。」と規定している。しかも、中国ではタイムスタンプサービス提供機構に対する特別な資質取得が必要であることを設定していないため、工信部の行政許可さえ取得すればタイムスタンプサービス提供に従事することができる。

海外のタイムスタンプサービス機構が発行するタイムスタンプは、必ずしも中国の裁判で証拠として採用されないというわけではないが、その時刻源が中国国家授時センターから発行されていない状況下で、その有効性は比較的弱く、かつ中国のタイムスタンプに比べて、中国の裁判官に納得されるか否か、理解されるか否かの問題が存在する。したがって、海外のタイムスタンプを中国の裁判に証拠として採用させるためには、タイムスタン

プの結果ばかりでなく、海外のタイムスタンプサービス機関の身分を証明できる書類、たとえば、海外公的機関から発行されたタイムスタンプ業務に関する許可証書、海外の公的機関の身分に関する説明書類、タイムスタンプの流れに係る説明文などと併せて提出したほうが望ましい。また、上述の書類のいずれも海外で作成された場合は、中国の証拠規定に基づき、海外公証人による公証及び在所在国中国大使館の認証を経る必要がある。

4) ブロックチェーンに係る概要

杭州互聯網法院が初めてブロックチェーンにおける電子データ証拠保存の効力を認めて以来、ブロックチェーン技術は司法実務分野にブームを呼んでいる。2018年9月、最高人民法院は司法解釈を發布することにより、保全手続を経た電子証拠の保存・取出しの効力を認めている。昨年、北京互聯網法院が設立以来、初めて審理した「北京微播視界科技有限公司と百度在線網絡技術（北京）有限公司との間の著作権帰属・権利侵害紛争」案件において、同法院が構築した北京「中経天平」を利用してブロックチェーン証拠取出しを行っていたが、同案件も「2018年中国法院10大知識産権案件」に収録されている。現在、杭州、北京、広州にある3つのインターネット法院は、相次いで司法ブロックチェーンを設置し、かつ機構と企業を導いて聯盟生態に参加させている。杭州互聯網法院はオンライン司法ブロックチェーンを開設し、全国で始めてブロックチェーン技術を運用して紛争を解決した法院である。北京互聯網法院もブロックチェーン技術に基づくオンライン電子証拠プラットフォーム「天平鏈（リンク）」を開設し、広州互聯網法院も電子証拠を保存するためのプラットフォーム「網通法鏈」を開設した。山東、吉林、鄭州、成都などを含む内陸の四省市地方法院でも司法証拠保存のために、ブロックチェーン技術を応用している。

①ブロックチェーンを証拠保全に適用する原理

ブロックチェーンが司法実務の中で好まれている原因は、「去中心化（集中排除）」と変更不可という特徴であって、電子データの信頼性と真実性を高めている。

「集中排除」 ブロックチェーンは分散型の保存方法によってデータを保存するが、これはブロックチェーンの転覆性の特徴として、いずれかのセンター機構とセンターサーバーは存在せず、全ての取引はいずれもパーソナルコンピュータ又は携帯電話に装着したクライアント・アプリケーションの中で行なわれている。ポイントとポイントの間のディレクトインタラクションを実現し、資源を節約し、取引の自主化、簡易化を図ると同時に、中心化により代理制御されるリスクも排除することができる。

改ざんの難易性 ブロックチェーンでは一方的なハッシュ・アルゴリズムを採用しているが、新たに生じる各ブロックは厳格にタイムラインの順序に基づいて推進し、タイムの不可逆性、不可取消は、ブロックチェーン内のデータ情報に進入し、改ざんしようとするいずれかの行為が容易に追跡されるようにしており、その他のノードを排斥し、極めて高いコストをもたらせることにより、不法行為を制限することができる。

②合法性

杭州互聯網法院が審理した案件において、ブロックチェーンの効力は認められていたものの、それに保存されたデータの電子証拠としての合法性は、最高法院の司法解釈により確かに確認されている。最高法院の司法解釈「互聯網法院の案件審理における若干の問題に関する規定」では、初めてブロックチェーンを証拠保存の手段として保全手続を行なった電子証拠の効力を確認した。そのうち、第 11 条では「当事者が提出した電子データについて、電子署名、信頼されるタイムスタンプ、ハッシュ値の検証、ブロックチェーンなどの証拠収集、固定と改善防止の技術手段、又は電子証拠の保存・取出しプラットフォームを通じた認証により、その真実性を証明できる場合は、互聯網法院は確認しなければならない。」と規定している。最高法院の司法解釈では真実性を証明できるブロックチェーンの証拠としての効力を承認している。

③法院の認定要点

技術手段の信頼度 証拠収集過程において、自ら証拠収集を行なうか、それとも第三者機構が証拠収集を行うか、証拠収集手段の安全性、証拠収集過程が改ざんされる可能性、例えば、証拠収集に使用されたコンピュータがクリーンであったか否かなどを含んでいる。

証拠保存プラットフォームの資質 主に第三者プラットフォームの中立性と權威性を審査する。伝統的な公証方法により証拠収集を行なうことに比べ、公証機構の公的信頼性を証拠とする真実性に係る裏書をする。第三者機構は公証機構のような強い公的信頼性を有しないため、法院は第三者機構が関連資質又は認証を取得したか否かについて審査することになる。

④ブロックチェーン技術の限界性

ブロックチェーン技術は、保存・固定化された後の電子証拠が改ざんされることを防ぐためのものに過ぎず、証拠保存・固定化される前の電子証拠の偽造問題を解決するようなことはできない。例えば、証拠保存者が証拠ハッシュ値を保存する前に、すでにわざと証拠原本を修正し、更に原本を偽造した後、しいては修正後の証拠原本のハッシュ値をブロックチェーンにアップロードした場合、当該過程がコンピュータで発生し、かつ短い時間内に完成されることはできるが、当該問題を解決することは難しい。また、証拠保存者がブロックチェーンにおいて、複数の予備バージョンの証拠を留保し、将来的に自己に有力な証拠だけを選んだ場合、このような状況も裁判官の審理に困難をもたらしてしまう。しかも、現実社会において、多くの行為はブロックチェーンに記録できるわけではなく、関連情報は人為的にブロックチェーンに記入されている。

3. タイムスタンプの役割（公証と比べてのメリットとデメリット）

1) メリット

①スピードが速い。

タイムスタンプの申請作業を行った後、すぐタイムスタンプ認証証書が発行されるとともに、タイムスタンプの検証も行うことができる。

②タイムスタンプサービスの利用は便利である。

ウェブサイト、携帯電話、API インタフェース、何れも利用可能であり、いつでも利用できる。

③コストが低い。

タイムスタンプ認証を受ける書類 1 件ごとに、10 人民元のみかかり、コストが低い。

④秘密漏洩を防止することができる。

タイムスタンプ認証を受ける書類をタイムスタンプ機関に保管もせず、開示もしないため、秘密漏洩のリスクがない。

⑤証拠能力が認められている。

タイムスタンプにより証拠保全をした証拠は、タイムスタンプによる証拠保全により、申請人（WHO）、内容（WHAT）、時間（WHEN）を証明することができ、その証拠能力が中国裁判実務で認められている。

2) デメリット

①タイムスタンプは時間性のみを証明しやすい。

タイムスタンプによる証拠保全により、その時点でタイムスタンプされた資料の存在を証明できるが、関係資料の形成過程などを証明しにくい。

例えば、先使用証拠確保において、先使用権者が工場での先使用技術の実施状況をビデオに撮って、そのビデオについてタイムスタンプを行った場合、タイムスタンプ認証により、先使用権者がその時点でこのようなビデオを有していたことを証明できるが、同ビデオが確実に先使用権者工場で取ったものか、タイムスタンプを受ける前のビデオ自体が偽造されているか、などについては、タイムスタンプ認証を通じて証明することは難しい。そのため、先使用権者は、他の証拠と合わせて、その先使用技術の実施状況を証明しなければならない。

また、被疑侵害品の購入に関して、公証を行う場合、公証人は、購買の全過程に対して、立ち会うことができ、購買の真実性を証明できる。タイムスタンプにより、このような過程に対する証拠確保をすることができず、できる限り実施しても、不十分であるおそれが高い。

②司法実務における証拠力が公証より低い

司法実務の経験からみれば、通常、裁判所等の法的機関は、不備のない公証を認めやすい傾向があるのに対して、タイムスタンプの証拠力がより低いと認定されやすい。その原因について、電子証拠は、編集しやすく、改ざんされる可能性が高い、証拠保存を行った際のコンピュータ環境のクリーンさ等を証明しにくいなどの客観的な要因がある。

二. タイムスタンプの利用手続

1. 利用方法と手続きの紹介

上記の通り、聯合信任タイムスタンプサービスセンター (TSA) は、主に、電子証拠確保、電子サイン (電子契約)、知財保護などの3つのサービスを提供する。それぞれの利用方法及び手続きを以下の通り簡単に案内する。

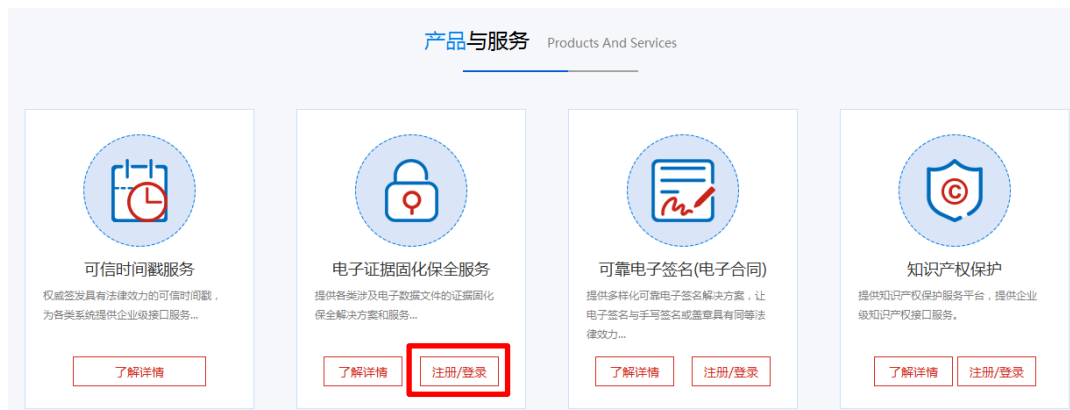
1) 電子証拠確保

主に既存のウェブサイトに対する証拠確保に使用し、タイムスタンプを行った際に、そのウェブサイトの存在及びタイムスタンプを行った際の当該ウェブサイトの内容を証明できる。インターネット上の情報は変化が速いので、インターネット上の情報の消滅などの問題を防ぐため、当該サービスを利用できる。

電子証拠確保の具体的な利用手続きは以下の通りである。

①まず、検索欄に www.tsa.cn/ を入力して、聯合信任タイムスタンプサービスセンター (TSA) のウェブサイトアクセスする。現時点ではアクセスの IP が制限されていないため、日本からでもアクセスすることができる。

②ウェブサイト上の「電子証拠固化保全サービス」の「登録/ログイン」(下記赤い枠で表示している箇所) をクリックする。



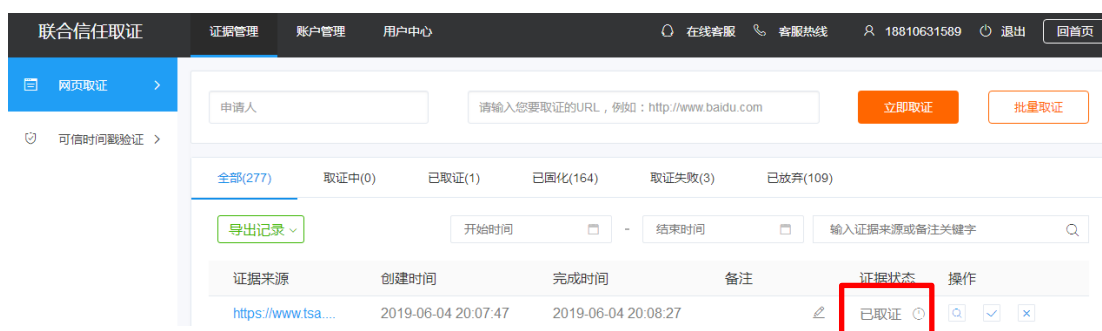
③登録手続きを経てから、ログインして、下記の画面に入る。「立即取証」(下記赤い枠で表示している箇所)をクリックする。注意点として、登録時には中国の携帯番号を有する必要がある。中国の携帯番号を取得する際、本名及びIDを登録する必要があるが、その他の特別な制限がない。日本からアクセスする際、確保した関連ページも中国のサーバーにストレージされるので、中国で使用する際には特に公証・認証する必要がない。



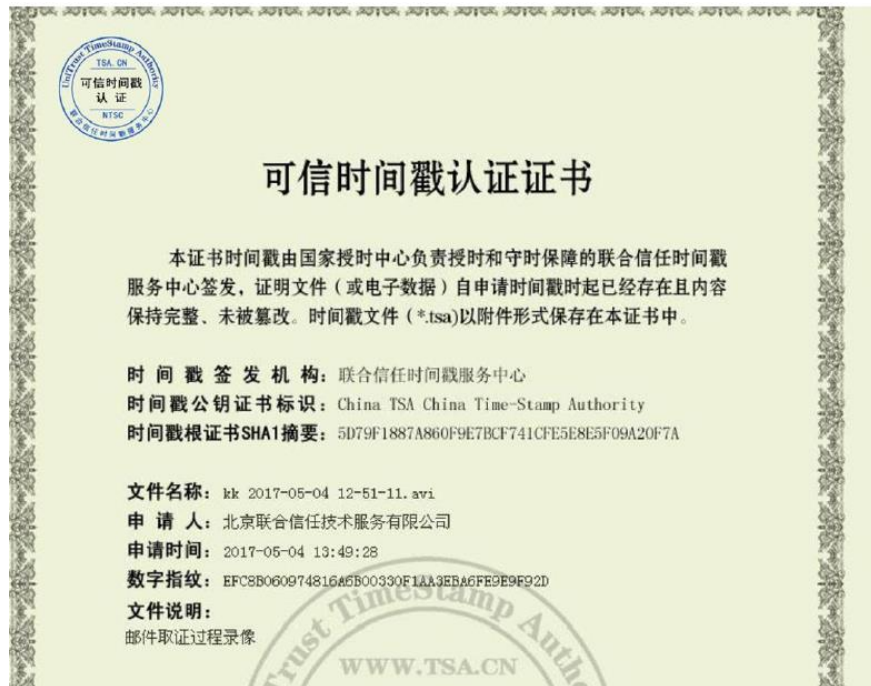
④ 下記画面が表示され、上段の真ん中の枠（下記赤い枠で表示している箇所）に証拠確保したいウェブサイトの URL を入力し、右側の赤色と表示されている「立即取证」をクリックする。



⑤ 「証拠状態」が「已取证」（下記赤い枠で表示している箇所）になってから、その右横の「V」をクリックし、証拠確保を完了する。



⑥ その後、「V」は、「↓」となり、「↓」をクリックすれば、タイムスタンプ証書 (TSA) を含むタイムスタンプ認証証書 (PDF) ファイルをダウンロードできる。



上記手続きによって獲得した電子証拠について、以下の方法で、その真実性を検証する。

①上記ステップ⑤で表示されている画面の左側の「可信タイムスタンプ検証」（下記赤い枠で表示している箇所）をクリックし、下記画面が表示される。



②ダウンロードしたタイムスタンプ認証証書（PDF）ファイルを上記画面にアップロードすれば、タイムスタンプの真実性を検証できる。

2)電子サイン（電子契約）

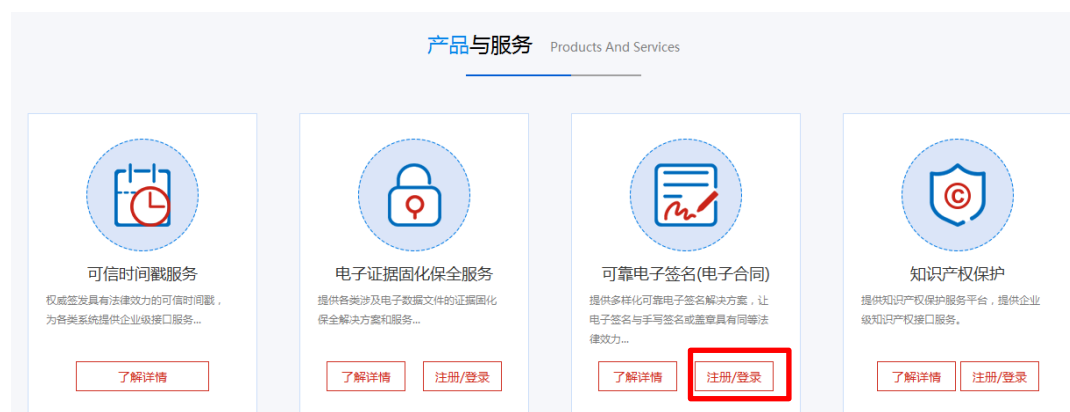
電子サイン（電子契約）はサインデジタル化のソリューションであり、伝統的な紙媒介の契約書の電子化締結を実現できる。当該プラットフォームは主に、実名認証、契約書の締結、契約書の管理、サインリマインダーなどの機能がある。

電子サイン（電子契約）は関連法律の規定に基づき、TSA より発行されたタイムスタンプ及び第三者の CA のデジタル証書を結合する方法で、「電子サイン法」で要求される信頼できる電子サイン（ES-T）を実現できる。

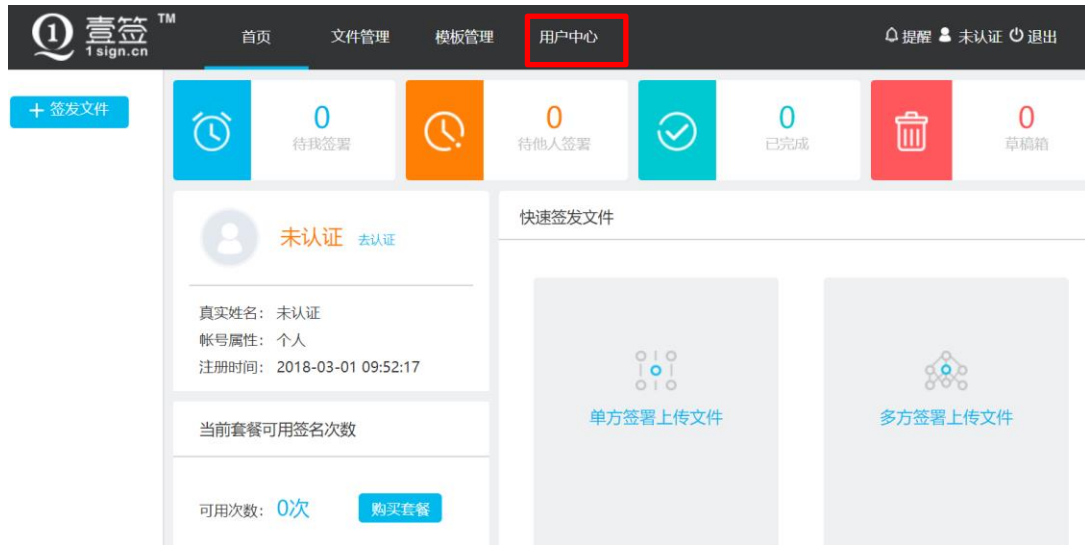
電子サイン（電子契約）の具体的な利用手続きは以下の通りである。

①まず、検索欄に www.tsa.cn/ を入力して、聯合信任タイムスタンプサービスセンター（TSA）のウェブサイトアクセスする。

②ウェブサイト上の「電子サイン（電子契約）」の「登録/ログイン」（下記赤い枠で表示している箇所）をクリックする。



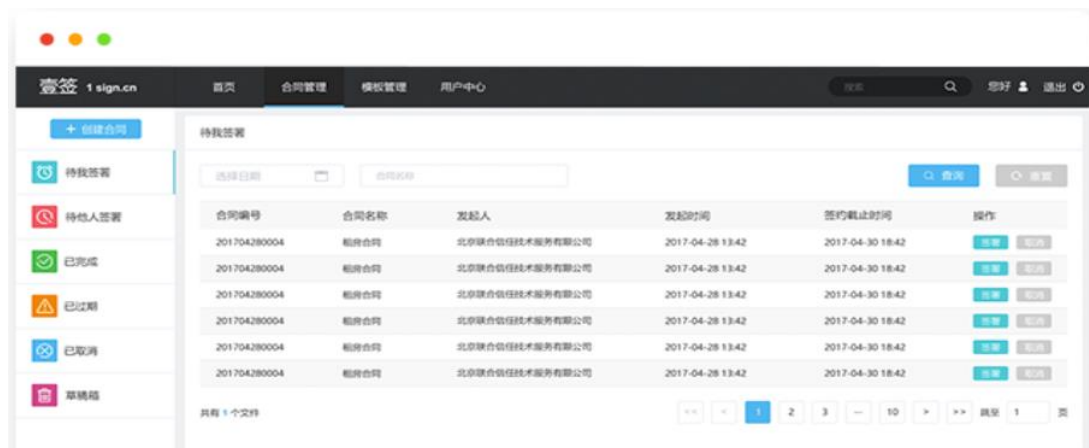
③登録手続きを経てから、ログインして、下記の画面に入る。「ユーザーセンター」（下記赤い枠で表示している箇所）をクリックし、「実名認証」（下記赤い枠で表示している箇所）をクリックし、実名認証を行う。個人ユーザーの場合、個人実名認証をクリックし、表示された画面に、氏名と身分証明書番号を入力すれば、認証を完了する。身分証明書番号が必要となるため、外国人による利用は困難だと思われる。企業ユーザーの場合、企業の関連情報を入力し、企業の営業許可証の写真などをアップロードして、認証を完了する。



④左側の「サイン管理」(下記赤い枠で表示している箇所)をクリックし、「サイン設置」(下記赤い枠で表示している箇所)をクリックすれば、自分/自社のサイトをアップロード・設定できる。



⑤実名認証及びサインの設定を完了させてから、「書類管理」をクリックし、締結したい電子契約のアップロード、他人からの契約締結などを確認できる。



当該プラットフォームで締結された電子契約書について、以下の方法で、その真実性を検証する。

①電子サイン（電子契約）の登録画面の「オンライン検証」（下記赤い枠で表示している箇所）をクリックすると、下記画面になる。



②検証したい電子契約書ファイルを上記画面にアップロードすれば、電子サイン（電子契約）の真実性を検証できる。

3) 知財保護

可信タイムスタンプ知財保護プラットフォームは、2006 に聯合信任タイムスタンプサービスセンター（TSA）より設立された知財保護プラットフォームであり、文学、芸術、自然科学、社会科学、工程技術などの各々の作品、電子データに対するタイスタンプ認証をすることができ、権利者の立証困難な問題を解決している。現在、主に著作権の証明、

営業秘密の保護、先行特許の証明、商標使用証明などの分野で利用されている。

また、現在、当該プラットフォームを利用して、既に存在している作品、電子データに対するタイムスタンプ及びインターネットにある情報に対するタイムスタンプという 2 種類のタイムスタンプを行うことができる。2 種類のタイムスタンプのそれぞれの利用手続きは以下の通りである。

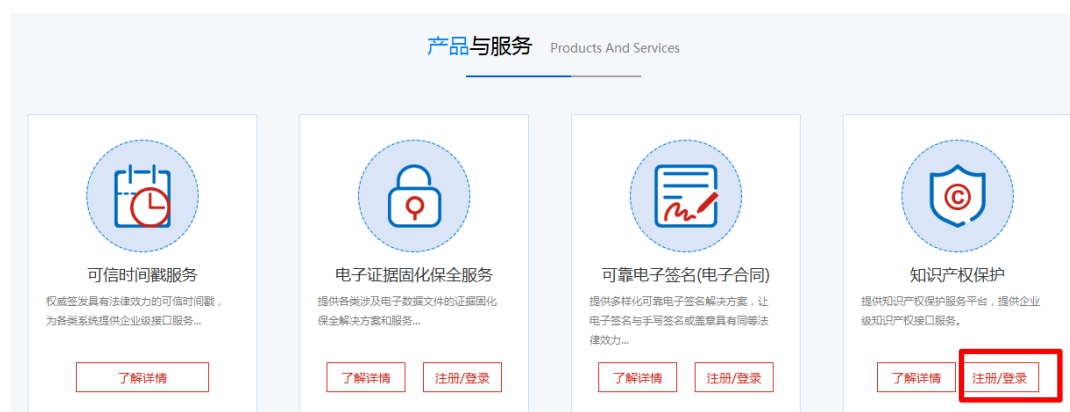
(1) 既に存在している作品、電子データに対するタイムスタンプ

作品の創作記録、技術書類、営業秘密のデータ、特許に係るデータ、書類など、個人、自社が既に保有しているデータの存在に対して、証拠確保したい場合、当該プラットフォームを利用できる。

既に存在している作品、電子データに対するタイムスタンプの具体的な利用手続きは以下の通りである。

①まず、検索欄に www.tsa.cn/ を入力して、聯合信任タイムスタンプサービスセンター (TSA) のウェブサイトアクセスする。

②ウェブサイト上の「知識産権保護」の「登録/ログイン」(下記赤い枠で表示している箇所) をクリックする。



③登録手続きを経ってから、ログインして、下記の画面に入る。証拠確保したい電子データをアップロードし、その書類の類別を選択し、データ内容に対する記述を記入した上、「タイムスタンプ申請」をクリックすると、認証が完了になる。

④上記画面の左側の「保護した書類」(下記赤い枠で表示している箇所)をクリックし、タイムスタンプをしたデータの、タイムスタンプ証書(tsa)と認証証書(pdf)をダウンロードする。

原文件	时间戳认证码	帐号	申请人	签发时间	时间戳证书 (*.tsa)	认证证书 (*.pdf)
kk 2018-07-...	8941F20421...			07-09 13:10...	点击下载	点击下载

当該プラットフォームで認証したタイムスタンプについて、以下の方法で、その真実性を検証する。

①タイムスタンプの検証センターにて、「知識産権検証」をクリックすると、下記の画面が表示される。

时间戳
www.TSA.cn

可信时间戳验证中心

时间戳通用验证
电子合同/单证(PDF)验证
知识产权验证
银行信用卡对账单验证

选择需要验证的文件：

选择文件

选择时间戳证书(*.tsa)：

选择文件

点击验证

②検証したい電子データ及びそのタイムスタンプ証書を一緒に上記画面にアップロードすれば、電子データの真実性を検証できる。

(2) インターネット上にある情報に対するタイムスタンプ

上記、自社が既に保有しているデータ以外に、ウェブサイトページ、電子メール、インターネットの画像、音声、ビデオ、ソフトウェアコード、文字、ウィーチャット、ウェイボー等に対して、証拠保全が必要な場合、タイムスタンプを利用することができる。このようにタイムスタンプを利用し、インターネット上にある情報を証拠確保する場合、証拠提出する際に、合法的に具体的な内容を確保したことを証明するため、通常、ビデオカメラによって全過程の録画のタイムスタンプ、パソコンにインストールされた録画ソフトウェアによって全過程の録画のタイムスタンプ及び、確保した証拠の具体的な内容のタイムスタンプを提出する必要がある。

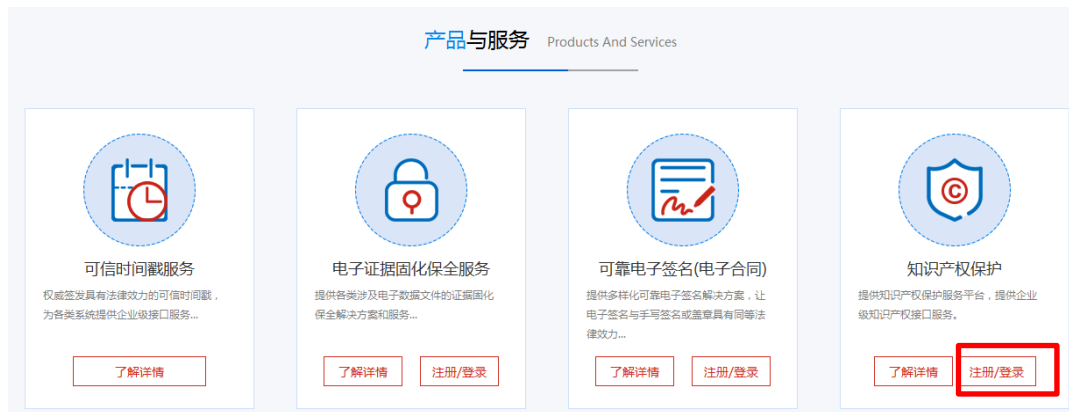
インターネット上にある情報に対するタイムスタンプの具体的な利用手続きは以下の通りである。

①まず「windows」システムのパソコンを準備し、パソコンにインストールされた録画ソフトウェア、PDF、中国公安部より認可されているウイルス対策ソフトウェアをダウンロードし、インターネットの接続に問題がないことを確認する。

②外部録画デバイス、パソコンにインストールされた録画ソフトウェアを同時に起動し、証拠確保を始める。まず、ウイルス対策ソフトウェアを起動し、インターネットの記録をクリアし、「hosts」書類を検査し、インターネットとの接続性を確認する。

③パソコンに新規フォルダを作成、証拠確保したいウェブページを開き、関連証拠を検索して、新規フォルダに保存する。

④聯合信任タイムスタンプサービスセンター (TSA) のウェブサイトアクセスし、「知識産権保護」プラットフォームにログインする。



⑤新規フォルダに保存した証拠、外部録画デバイスによる録画、パソコンにインストールされた録画ソフトウェアによる録画をそれぞれ、下記の画面にアップロードし、その書類の類別を選択し、データ内容に対する記述を記入した上、「タイムスタンプ申請」をクリックすると、認証が完了になる。

各タイムスタンプの検証の方法は、既に存在している作品、電子データに対するタイムスタンプの上記検証方法と同じである。

2. 利用際の留意点

まず、上記 3 つのサービスについて、電子証拠確保、電子サイン（電子契約）のアカウントは通用できるが、知財保護プラットフォームとのアカウントは通用できず、それぞれのアカウントを登録する必要がある。

また、電子証拠は、編集しやすく、改ざんされる可能性が高い。そのため、電子証拠についてタイムスタンプを行う際、電子証拠自体を保全することも重要であるが、電子証拠の保全過程も合わせて証明することも重要である。例えば、侵害者のウェブサイト内容を保全してタイムスタンプ申請する場合、事前に利用するパソコンのウイルス検出・削除を行っていることを証明し、電子証拠の確保過程について、ビデオカメラ及びパソコンにインストールされた録画ソフトウェア両方で一連の流れを撮影・記録するなどを通じて、その保全過程の真実性を確保する必要がある。中国公安部より認可されているウイルス対策ソフトウェアについて、下記リンク¹にてその真実性を検証できる。なお、証拠提出する際に、通常、ビデオカメラによって全過程の録画のタイムスタンプ、パソコンにインストールされた録画ソフトウェアによって全過程の録画のタイムスタンプ及び、確保した証拠の具体的な内容のタイムスタンプを提出する必要がある。

実務において、「全過程の録画」は、手続上において少し複雑であるが、その証明力が容易に認められる。その他の証明方法について、証拠確保の全過程を再現することが難しいので、利用される事例はあまり多くない。注意点として、ビデオカメラで録画する際、パソコンのスクリーン及びパソコンへの操作を記録できれば十分で、そのスクリーン画面が鮮明でなくても問題ない。スクリーン画面の具体的な内容について、パソコンにインストールされた録画ソフトウェアによって実現する。現時点では、使用されるソフトについては、公式サイトにあるダウンロードソフト又は APP を使用したほうが無難である。

また、上記「全過程の録画」の方法で証拠を確保する際、中国で行う必要がある。外国で実施する場合、確保されたものに対し、別途公証・認証・翻訳をする必要がある。

三. 司法実務でのタイムスタンプの利用及び傾向

1. タイムスタンプの利用に関する統計データ

司法実務上、インターネットの普及により、電子データを証拠として提出されるケースが非常に多い。また、前述のように、電子データへの確保手段として、タイムスタンプが利用されることが多い。

案件データベースにおいて、タイムスタンプ（时间戳）をキーワードとして調べた結果から見れば、専門的な知財案件データベースである IPhouse（iphouse.cn）において、示した案件数は、計 3,700 件以上であり、具体的な割合は、以下のとおりである。

案件種類	著作権関連	専利権関連	商標権関連	不正競争関連
件数	3,338	122	188	101
割合	89.04%	3.25%	5.01%	2.69%

タイムスタンプ関連案件数（案件種類別）の一覧

¹ https://www.ispl.cn/ispl/jsp/common/ProductList_Public.jsp（2019/7/15 にアクセス）

上記データから見れば、やはり著作権関連案件において、タイムスタンプでの証拠確保が一番多く利用されている。なぜならば、著作権関連案件は、主にネットワーク情報伝達権の侵害に関わっており、作品の発表時間や著作権侵害行為の持続時間などの関連証拠、タイムスタンプ自身の性質に相応し、且つ、証拠確保のコストもあまり高くないからである。一方で、専利権、商標権等の関連事件において、現地の製造・販売等の侵害行為を確保する必要があるため、公証を利用する必要がある。また、専利権、商標権は、関係国家機関に登録してから取得する権利で、専利登録証書、商標登録証書などの国家機関により発行した証書により権利の帰属を十分に証明できる。それに対して、著作権は完成してから取得する権利で、登録が権利の成立要件ではないので、権利帰属の証明はより複雑である。特に、完成時間の証明は簡単ではない。版權センターに著作権登録することができるが、費用と手数料がかかるので、著作権帰属の証明としてタイムスタンプを利用するケースは増えてきている。

また、著作権のほか、近年、タイムスタンプでネットでの販売の申し出、商標の無断使用等の侵害行為、並びに商標の周知度等を確保する事例も多くなった。

年度	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
件数	219	346	843	1,707

タイムスタンプ関連案件数（年別）の一覧

年件数の推移から見れば、年ごとに大幅に増加する傾向も明らかである。

地方 (TOP5)	広東	北京	浙江	天津	重慶
件数	1,275	719	453	244	221

タイムスタンプ関連案件数（地域別）の一覧

事件の地域から見れば、広東省、北京市及び浙江省は、その TOP3 になり、同地域でタイムスタンプの利用程度及び裁判での認定可能性が比較的に高いと考えられる。

2. 裁判所の認定傾向

公開した判決書からみれば、司法実務上、裁判所は、タイムスタンプを利用して確保した電子データ証拠に対し、認めることが多く、認めない例は少ない。

例えば、北京市朝陽区裁判所は、(2015) 朝民（知）初字第 17865 号著作物情報ネットワーク伝達権侵害紛争において、Z 会社の提出したタイムスタンプ証拠を認めなかった。裁判所は、以下のとおり判定した。

まず、Z 会社は、「信頼できるタイムスタンプ認証証書」を出した機構である「連合信任タイムスタンプサービスセンター」が法により設立した法人又はその他の組織に該当するか、同機構がこのような認証証書を出す資格を有するかに関する証拠を提出していなかった。次に、その認証証書が合法的な機構による証明書類に該当しても、Z 会社が認証を

申請する時点でディスクにおけるファイルを同機構のサイトにアップロードしたことしか証明できなく、その行為は、ただアップロード時点に対する認証に過ぎず、ファイル自体ではない。そのファイルの出所及び操縦過程は、何れも Z 公司よりコントロールして操縦し、第三者による効率的な監督が欠乏しているため、ディスクにおけるファイルの客観性、公正性及び合法性が確定できない。しかも、Y 公司も同ファイルの関連性を認可しない。そのため、裁判所は、同証拠の証明目的を認めない。しかも、本件の二審において、北京知財裁判所は、(2015)京知民終字第 1868 号判決書で、一審におけるタイムスタンプ証拠の認定を支持した。

上記の判例において、タイムスタンプ証拠を認めない理由の一つは、TSA とのタイムスタンプ機構に対する質疑であるが、前述のように、TSA は、目下、唯一の権威性があるタイムスタンプ機構として、数多くの案件において、信頼性があると判断された。よって、認めない理由については主に、タイムスタンプを利用してアップロードの時間性のみを証明できるが、書類自体の真実性などを証明できないからであると考えられる。

また、北京知識産権裁判が判決した(2016)京 73 民終 147 号著作物情報ネットワーク伝達権侵害紛争において、裁判所は、下記のとおり認定した。電子データ証拠の真実性を判断するポイントは、証拠収集する一方より自ら操縦するか否かではなく、電子データの生産、保存、伝送方法の信憑性及び電子データ内容の完全性保持方法の信憑性等の要素にある。X 公司の提出した電子データ証拠から見れば、その生産、保存方法及び内容完全性の保持方法は、何れも信頼できる。V 公司は、上記証拠収集過程及び検証方法には、証拠の真実性を否定できる欠陥があることに関する証拠を全く提出していない。そして、二審尋問においても、被疑侵害行為の関連事実に異議はないと表明した。これは、X 公司の提出した証拠における内容に相当する。よって、タイムスタンプを利用して確保した電子データ証拠を認めた。

上記の(2016)京 73 民終 147 号案件は、(2015)京知民終字第 1868 号案件より後のものだ。しかも、近年では他の案例でも同じく認定されているので、司法実務における主流な観点としては、タイムスタンプを利用して確保した電子データ証拠を認めるという傾向が読み取れる。

なお、実務では、タイムスタンプを利用して確保した電子証拠に対して、通常、証拠調べの際に、TSA のシステムに登録して、検証を行う。一致であるとの検証結果であれば、同証拠の形式真実性を認める。もちろん、タイムスタンプを利用して電子データ証拠の時間性と主体などを証明できるが、その証拠内容の真実性について、証拠の具体的な状況およびほかの証左証拠の有無について総合的に判断する必要がある。

3. タイムスタンプの利用に関する判例紹介

前述のように、今の司法実務では、タイムスタンプを利用して電子データ証拠を確保することは、よく採用される証拠確保手段であり、かつ、裁判所でもよく認められる。以下、いくつかの判例を参照いただきたい。

1) A 会社が B 会社を訴えた著作権権利侵害紛争（「2017」 粵 73 民終 138 号）

A 会社は、B 会社が A 会社の許諾を得ずに会社の宣伝用ウェブサイトで A 会社の著作権を有する写真を利用し、著作権侵害に該当すると主張して、広東省広州市白雲区裁判所に著作権侵害訴訟を提起した。広東省広州市白雲区裁判所は著作権侵害に該当する判決を言い渡した。B 会社は、一審判決を不服として、広州知財裁判所に上訴したが、広州知財裁判所は一審判決を維持する判決を下した。

A 会社は、B 会社の権利侵害を証明するために、タイムスタンプされた B 会社の宣伝用ウェブサイト及びその関連内容を証拠として裁判所に提示した。

A 会社が提出したタイムスタンプ証拠に対して、B 会社は、そのタイムスタンプ認証は、単に A 会社自ら実施した作業なので、アップロードされた写真は改ざんされているかどうか、又はその真実性について懸念されると主張した。

この点について、一審裁判所は、「A 会社が提出した証拠は、B 会社宣伝ウェブサイトに掲載されている内容をスクリーンショットして、タイムスタンプ認証されたもので、認証ファイルは、タイムスタンプを申請した時点ですでに存在し、その内容は完全であり、改ざんされていない。しかも、公証の流れについて、A 会社は、ビデオカメラ及びパソコンにインストールされた録画ソフトウェアの両方で映像を記録して、その映像もタイムスタンプで認証されたので、保全された証拠は真実性を有する」と判断し、A 会社が提出したタイムスタンプ証拠を認めて、B 会社の行為は権利侵害に該当する判決を言い渡した。

二審裁判所は、さらにタイムスタンプ証拠の認定基準として、下記四つの要件が必要と明確した。

I タイムスタンプの利用者は、インターネットと接続し証拠保全する前に、すでにパソコンに対して相応な清浄度チェックを実行したことを証明しなければならない。

II タイムスタンプの利用者は、そのパソコンを利用して、インターネット及び本件権利侵害に係わるウェブサイトを接続する一連の流れの真実性及び明白性を必要とする。また、タイムスタンプを利用する際に、利用者自らウェブサイトの内容を改ざんする可能性がないことを必要とする。

III ウェブサイトの内容は、被疑侵害行為の存在を十分に証明できる。

IV 利用者は、証拠保全の過程及び保全された証拠の完全性かつ改ざん・偽造されていないことを証明しなければならない。裁判所と当事者はいつでもその証拠を検証できることを確保しなければならない。

A 会社が提出したタイムスタンプ証拠が上記要件に満たすか否かについて、二審裁判所は、「A 会社が提出したタイムスタンプ認証証書、関連ビデオの内容、及び一審裁判所は法廷でタイムスタンプを検証した結果が問題ないことから見れば、A 会社はタイムスタンプ認証の方式で保全した証拠は上記の四つ要件に満たすことが十分に証明できる。故に、一審裁判所はそれを根拠として B 会社の行為は権利侵害に該当する判断は間違いがなく、維持すべきである。」と判示した。

2) 個人 C と個人 D との間の意匠権侵害紛争 ((2016) 粵民終 1881 号)

個人 C は第 ZL20133044 号意匠権（ドライヤー製品）の権利者である。個人 D は、個人 C の許諾を得ずに、第 ZL20133044 の権利者でイ号意匠と類似するドライヤー製品を製造、販売していた。個人 C は、個人 D の行為は意匠権侵害に該当すると主張し、広州知財裁判所に侵害訴訟を提起した。広州知財裁判所は、権利侵害に該当する判決を言い渡した。個人 D は、一審判決を不服とし、広東省高等裁判所に上訴した。広東省高等裁判所は一審判決を維持した。

二審において、上訴人は被疑侵害製品が公知意匠であることを証明するために、被上訴人が株主である A 社の EC サイト上の店舗及びその店舗に発売された係争製品の写真（日付つき）と録画ビデオが 2013 年 8 月 19 日にアップロードされた状況についてタイムスタンプ認証を行った。

被上訴人は、①当該証拠は、民事訴訟法に規定される新証拠に該当せず、証拠として認められるわけではない②個人 D が提出した証拠は、すべて電子証拠であり、その真実性を確定できないと主張した。

それに対して、二審裁判所は、「その写真は本物で、アップロードされた時間も 2013 年 8 月 19 日だと示されており、係争特許の出願日 2013 年 9 月 10 日より早いので、公知意匠の時間的要求を満たしている。ただし、その写真には正面図しかなく、左側視図と右側視図がないので、製品正面の出風口と尾端の放熱口の形状と被疑侵害製品とは一致しているか否かは判断できないため、単独で公知意匠の対比書類と認めることができない。」と判示して、タイムスタンプされたファイルの時間性と真実性を認めたが、製品重要な部分に関する図面がないため、一審判決を維持した。

3) E 会社と F 会社との間の著作権侵害紛争 ((2015) 民申字第 2117 号)

F 会社は、本件において、E 会社が許可なく、インターネット上で F 会社の画像著作物を使用したと主張した。しかし、F 会社の提出した第 1351 号公証証拠において、記載した公証の実施時間と公証書添付のディスクにおける被疑侵害画像の取得時期と食い違っている。F 会社の提出したタイムスタンプ証拠を含むその他の証拠も前記公証証拠の欠陥を補正できない。そのため、裁判所は、公証書の効力を優先に認め、F 会社の再審申請を棄却した。

本件の留意点として、公証書の証拠力がタイムスタンプより高い。公証書とタイムスタンプが不一致の場合、公証書が優先される。公証書に不備がある場合、タイムスタンプがその不備を克服することができない。

4) G 会社と H 会社との間の意匠権侵害紛争 ((2017) 浙 10 民初 360 号)

G 会社は H 会社のネットショップから被疑侵害製品を購入し、製品の詳細と物流情報

及び荷受の過程についてスクリーンショットと録画をし、その画像及びビデオについてタイムスタンプ認証を行い、タイムスタンプの証書書類とタイムスタンプ認証電子証書を証拠として提出した。裁判所は、当該証拠について認可した。

5) 個人 I と J 公司との間の意匠権侵害紛争 ((2016) 粵民終 1881 号)

個人 I は聯合信任タイムスタンプサービスセンターに J 公司のアリババ店舗で生産・販売されている被疑侵害製品を購入し、スクリーンショットや録画を申請し、荷受の全過程についてスクリーンショットをし、タイムスタンプ認証を行い、J 公司が被疑侵害製品を販売している可信タイムスタンプ固化証拠を形成した。裁判所は、同証拠を認めた。

6) K 公司与 L 公司との間の意匠権侵害紛争 ((2015) 粵高法民三終字第 373 号)

K 公司が提出した「可信タイムスタンプ認証証書」は、聯合信任タイムスタンプサービスセンターより 2014 年 9 月 17 日に L 公司の店舗にある侵害製品の画面について証拠固化したことを示している。裁判所は、タイムスタンプで固化した証拠の内容について認可した。

7) M 公司与個人 N との間の商標権侵害紛争 ((2016) 粵 1972 民初 26 号)

M 公司是深セン著作権協会に申立し、個人 N のアリババ店舗のネット画面をスクリーンショットし、保存し、その後証拠確保の操縦員が TSA 電子証拠固化システムで当該証拠について電子証拠固化を行い、デジタルサイン書類とタイムスタンプ書類を形成した。裁判所は、「深セン著作権協会が係争店舗のウェブページ内容について電子証拠固化を行い、タイムスタンプを形成した。反対の証拠がない状況下で、当該証拠の内容の真実性について認める」と認定した。

8) O 公司与 P 公司との間の商標権侵害紛争 ((2016) 浙 0110 民初 2225 号)

O 公司是 P 公司的ネット店舗から被疑侵害製品を注文・荷受・ネット確認の全過程についてスクリーンショットや録画を行い、タイムスタンプ認証を行い、タイムスタンプ認証書類を取得した。裁判所は、O 公司が提出した証拠について、「注文・荷受・ネット確認の過程は完全な証拠チェーンを形成しており、互いに裏付けることができ、それに法廷で www.tsa.cn サイトで証拠を検証した結果、「書類は可信タイムスタンプ検証にパスした。当該書類はタイムスタンプ申請を行った時点から内容が完全のままで変更されたこと

がない」と示されているので、当該証拠は証拠の真実性・合法性・関連性の原則に合致すると認め、本件の関連事実を認定する根拠とする」と認定した。

9) Q 会社と R 会社との間の著作権侵害紛争 ((2017) 津 0101 民初 2718 号)

Q 会社が提出した「可信タイムスタンプ認証証書」と CD は、R 会社が Q 会社の許可なしにそのブログで被疑侵害写真を使用し、Q 会社の情報ネットワーク伝達権を侵害したことを証明する。

また、裁判所の審査により、「可信タイムスタンプ認証証書」は国家授時センターが時刻配信と時刻認証の保障を担当する聯合信任タイムスタンプサービスセンターが発行したものである。タイムスタンプ書類 (*.tsa)は添付ファイルの形式で証書に保存されている。上述の電子データ証拠は、R 会社がそのウェイボーで侵害写真を使用したと証明できる。

本件においては、可信タイムスタンプサービスシステムで電子データを確保する過程は以下のことを表明した。まず、証拠確保の全過程は Q 会社が自ら操作したが、全操作過程はコンピュータにインストールされたスクリーン録画ソフトウェアと別の録画設備で同時に録画して記録した。それに Q 会社はコンピュータの操作環境と相關するネット環境について一連の標準化清浄度チェックをした。これは最大限に、操作者の不当介入、コンピュータの既存データによるノイズ、ネット環境の不真実などの原因で証拠確保の結果にもたらしかねない影響を排除でき、電子データの形成と保存方法の信頼性を保証できた。次に、一つの電子データファイルはタイムスタンプを申し立てる際は自動的に一つの唯一に対応できるデジタル指紋と認証電子証書を生成する。法廷で検証の電子データ書類とタイムスタンプ書類はマッチし、タイムスタンプ検証にパスした。当該電子データ書類証拠は変更された事がなく且つその内容の完全性を証明できた。最後に、可信タイムスタンプサービスは国家授時センタータイムスタンプサービスセンターが中国の法定時間源と現代のパスワード技術との組み合わせで提供する一種の第三者サービスで、電子データの形成時間の精確性を保証できた。以上を総合的に考え、裁判所は、当該証拠は Q 会社が提出した電子データ証拠の真実性を証明できると認定する。故に、可信タイムスタンプサービスシステムで取得した電子データ証拠は、R 会社が Q 会社の許可なしにその公式ウェイボーで係争写真を使用したことを証明できる。

10) S 会社と T 会社との間の著作権侵害紛争 ((2016) 豫 01 民初 58 号)

S 会社より提出した証拠について、侵害写真、可信タイムスタンプ認証証書は、T 会社による侵害事実の存在を証明する。中国科学国家授時センターの説明は、可信タイムスタンプが権威性と信頼性を備えていることを証明する。中国版權協会の意見は、可信タイムスタンプは著作権分野で普及・使用できることを証明する。

S 公司は T 公司の公式ブログの画面を保存し、タイムスタンプの方式でその内容を固化した。聯合信任タイムスタンプサービスセンターは S 公司に 3 部の可信タイムスタンプ認証証書を発行した。2010 年 3 月 12 日、中国科学院国家授時センターは「聯合信任タイムスタンプサービスセンター」を發布し、聯合信任タイムスタンプサービスセンターより発行した可信タイムスタンプは電子サインの有効性と電子書類の時間的權威性問題を解決する有効な方式だと説明した。T 公司の行為が侵害に該当するか否かについて、裁判所は「可信タイムスタンプは電子サインの有効性と電子書類の時間的權威性の問題を解決する有効な方式である。S 公司は可信タイムスタンプによって係争サイトを固化する方式で係争ブログに 4 枚の被疑侵害写真が展示されていることを証明した」と認定した。

11) U 公司与 W 公司との間の著作権侵害紛争 （(2016) 京 73 民終 147 号)

U 公司は W 公司のブログに使用された 4 枚の被疑侵害写真についてスクリーンショットや録画をし、タイムスタンプ認証を行い、可信タイムスタンプ証書と関連書類を保存した CD を証拠として提出した。

本件において、U 公司が提出したタイムスタンプサービスシステムで確保したウェブサイトの画面、ウェイボーの画面は電子データ類証拠に属する。証拠の形成方式を審査するとき、まず、証拠確保の全過程は U 公司が自ら操作したが、全操作過程はコンピュータにインストールされたスクリーン録画ソフトウェアと別の録画設備で同時に録画して記録した。それに U 公司はコンピュータの操作環境と相関するネット環境について一連の標準化清浄度チェックをした。これは最大限に、操作者の不当介入、コンピュータの既存データによるノイズ、ネット環境の不真実などの原因で証拠確保の結果にもたらしかねない影響を排除でき、電子データの形成と保存方法の信頼性を保証できた。次に、一つの電子データファイルはタイムスタンプを申し立てる際は自動的に一つの唯一に対応できるデジタル指紋（hash 値）と tsa 電子証書を形成する。タイムスタンプを検証する時は、未検証の電子データファイルと対応する tsa 電子証書とマッチングし、もしファイルがタイムスタンプを申し立てた時から内容が完全なままで変更されていない場合は検証にパスすることができる。逆の場合は検証をパスすることができない。タイムスタンプサービスシステムに開示されている情報により、ファイルの内容がいかなる変更をされても、例えば開けて保存する場合は、検証にパスすることができない。この方式はパスワード技術の有効な検証を通じて電子データの完全性を保障できた。最後に、權威性の高い中国科学院国家授時センターがタイムスタンプサービスシステムの国家標準時間のトレーサビリティ及びシステムの時間の同期と分配を担当することで電子データの形成時間の精確性を保証できた。以上の要素を総合的に考え、裁判所は、反対の証拠がない状況下で、U 公司が提出したタイムスタンプシステムで確保した関連サイトの画面、ウェイボーの画面の真実性について認定した。

12) ア会社とイ会社等との間の著作物情報ネットワーク伝達権侵害紛争 ((2015)海民(知)初字第 25408 号)

ア会社は、係争著作物の権利帰属の証拠として、自社のサイトで掲載されている著作物についてタイムスタンプによって確保し、そのタイムスタンプ証書、パソコンにインストールされた録画ソフトウェアによる録画のデータ及び外部録画デバイスによる録画のデータを裁判所に提出した。また、イ会社がそのブログにおいて無断で掲載したア会社の著作物について、ア会社は上記と同じくタイムスタンプによって確保し、イ会社の侵害証拠として提出した。

開廷審理において、ア会社の申請により、北京聯合信任技術サービス有限公司の法定代表者及び技術ディレクターは専門家補佐として出廷し、タイムスタンプによる証拠確保の手順と機能について説明した。また、検証を行った結果により、本件証拠は真実なものである。

裁判所は、「イ会社がそのブログでア会社の著作物を無断使用したことについて、ア会社はタイムスタンプ証書及び関連ファイルなどの証拠を提出した。また、専門家補佐もタイムスタンプによる証拠確保の手順と機能について法廷で陳述した。上記証拠は証拠チェーンを形成できたため、ア会社の主張を認める。」と認定した。

13) ウ会社とエ会社との間の商標権侵害紛争 ((2016)粵 0106 民初 13023 号)

ウ会社は、エ会社が EC サイトで販売している商標権侵害製品について、録画のタイムスタンプによって当該製品を購入した過程について確保した。法廷でその真実性を検証した。裁判所はタイムスタンプによって確保した証拠が侵害事実を証明できると認めた。

14) カ会社とキ会社との間の著作権侵害紛争 ((2017)渝 0112 民初 20204 号)

カ会社は、キ会社の侵害証拠として、キ会社がそのサイトで無断使用しているカ会社の著作物について、タイムスタンプによって確保し、その証書及び録画データを裁判所に提出した。裁判所は当該証拠を認めた。

15) ク会社とケ会社との間の意匠権侵害紛争 ((2017)粵 03 民初 1632 号)

ケ会社は EC サイトでク会社の意匠権を侵害する製品を販売していた。ク会社の申請により、深セン市商標協会は、ク会社のネット店舗から侵害品製品を購入する全過程についてタイムスタンプによって確保した。ケ会社はタイムスタンプ証書及び購入した侵害品を

ケ会社の侵害証拠として裁判所に提出した。裁判所は当該証拠を認めた。

16) サ公司与シ公司との間の意匠権侵害紛争（(2015)深中法知民初字第1272号）

シ公司是 EC サイトの経営者であり、そのサイトにおける店舗がサ公司の意匠権を侵害する製品を販売していた。サ公司是シ公司の指定のプラットフォームでクレームを申し立て、侵害製品の削除を要請したが、シ公司是削除を拒否した。よって、サ公司是起訴した。

サ公司の申請により、深セン市著作権協会はシ公司の EC サイトにおける侵害製品の宣伝・販売情報、及びサ公司によるクレーム提出の記録とシ公司による削除拒否の記録についてタイムスタンプによって確保した。サ公司是タイムスタンプ証書をシ公司の侵害証拠及び侵害製品の削除を拒否した証拠として裁判所に提出した。裁判所はこれら証拠を認めた。

17) タ公司与チ公司との間の著作権権利帰属、侵害紛争（(2018)京0491民初965号）

チ公司がそのサイトでタ公司の著作物を無断使用したため、タ公司是起訴した。タ公司是、チ公司のサイトにおける係争著作物が掲載されているウェブページについてタイムスタンプによって確保し、その証書及び録画データなどを侵害証拠として裁判所に提出した。チ公司是当該証拠について、「コンピュータ技術の発展によって如何なる電子データも改ざん可能であるから、当該証拠の信憑性を認めない。」「当該 tsa 機関は公証人役場でもないし、証拠保全を実施する資格はない。」などの異議を主張した。

裁判所は、「タ公司が提出した証拠により、その証拠確保の全操作過程は録画されているし、コンピュータなどのクリーンさについても検査をしたため、操作者の不正な介入やコンピュータがクリーンではないなどの原因で証拠確保の結果に与えられる影響を最大限に排除でき、本件電子データの生産・保存方法の信憑性が保障された。また、本件タイムスタンプ証書は検証にも通過した。また、チ公司がタイムスタンプ業務の経営に行政許可が必要であると主張しているが、如何なる証拠も提出しておらず、公証が証拠確保の唯一の方法でもない。」と認定し、本件タイムスタンプによる証拠を認めた。

18) ツ公司与テ公司との執行異議紛争（(2016)最高法民申15号）

ツ公司是、係争不動産は第三者が占有していると主張し、その証拠として、ネットにおける第三者が占有している情報についてタイムスタンプによって確保し、再審裁判所に提出した。裁判所は、「当該証拠は別の証拠と矛盾しており、裁判所の現地調査により、係争不動産はテ公司が占有していることは事実である。」と認定し、当該証拠を採用しなか

った。

本件の留意点として、タイムスタンプが証明できるのは、係るデータがその時点で存在し、且つ改ざんされなかったことのみで、それ以外の事実を証明できない。

19) ト会社とナ会社との間の著作権侵害紛争（(2016) 閩民終 1485 号）

ト会社は、ナ会社がそのブログでト会社の著作物を無断使用したため、ナ会社を起訴した。侵害証拠として、ト会社は、ナ会社のブログにおける侵害情報についてタイムスタンプによって確保し、裁判所に提出した。裁判所は「タイムスタンプ証書の発行機関である聯合信任タイムスタンプサービスセンターは合法的な法人または組織であるか、及び当該機関は行政部門の許可を受けているか、証書を発行する資格があるかなどについて、ト会社は証拠を提出していないため、タイムスタンプ証書の発行主体の合法性は確認できない。また、タイムスタンプはト会社が一方的に実施し、第三者の監視もないため、その客観性、公平性が保障できない。」と認定し、本件タイムスタンプを採用しなかった。

本件の留意点として、タイムスタンプの証拠力について、そのサービス機関の合法性と資格、及び実施方法の客観性などを疑い、否定の観点を持つ裁判所もある。判例からみれば、タイムスタンプの証拠力を認めることが多いが、裁判所によって異なることもある。

中国におけるタイムスタンプの活用について

2019 年 9 月

禁無断転載

[発行]

独立行政法人 日本貿易振興機構

北京事務所

知的財産権部

[調査実施]

北京林達劉知識産権代理事務所